

本資料は第1回協議会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

第1回都区財政調整協議会 概要

- 日 時：平成29年12月4日（月） 午後6時30分～午後7時15分
- 場 所：東京区政会館 19階 192会議室
- 出席者：＜都側＞ 野間総務局行政部長
＜区側＞ 鈴木会長（目黒）、石川副会長（足立）、田中副会長（港）
瀧副区長（文京）、川野副区長（大田）
大井副区長（江東）、志賀区長会事務局長
- 欠席者：＜都側＞ 矢田部総務局総務部長、松川財務局主計部長
＜区側＞ 山口副区長（千代田）、黒田副区長（練馬）
- 司 会：入澤区長会事務局長
- 議 題：1 都側提案事項について
2 区側提案事項について
3 協議
4 その他

【入澤次長】司会

ただ今から、平成29年度第1回都区財政調整協議会を開会いたします。司会を務めさせていただきます、特別区長会事務局長の入澤でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

議題に入ります前に、財調協議会には、要綱で定める者の他、協議会が指名する者が出席できることとされておりますが、区側から特別区長会事務局長を、出席させたい旨の申し出がございましたが、よろしいでしょうか。

【都側委員】

＜ 了 承 ＞

【入澤次長】司会

了承をいただきましたので、区側委員として志賀特別区長会事務局長に出席いただくことといたします。

次に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局矢田部総務部長、財務局松川主計部長、区側委員のうち、千代田区の山口副区長、練馬区の黒田副区長が欠席でございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、都区財政調整都側提案事項について、野間委員から説明をお願いします。

【野間行政部長】

（はじめに）

行政部長の野間でございます。

私から、都側の提案事項を説明いたします。

まず、今年の財調協議に臨む都の基本姿勢について、一言申し上げます。

(協議に臨む姿勢)

首都東京が日本の成長のエンジンであり、世界の中でも輝き続ける持続可能な都市をつくり上げていく必要があることは、都区双方とも共通の認識かと思えます。

しかし、都と特別区を取り巻く環境を見ますと、地方分権の観点からは容認することのできない法人住民税の国税化が行われることに加え、国は、平成30年度税制改正においても、地方消費税の帰属を決定する清算基準について、消費活動を客観的に示す「統計」の比率を下げ、「人口」の比率を引き上げるなど、制度本来の趣旨から逸脱するような検討を進めております。

こうした動きは、かなり加速すると危惧しております。この動きの背景には、前々から言われております「東京一人勝ち」という国や他の自治体からの厳しい目があることを都区双方は改めて強く意識する必要があります。なお、多摩の市長の方々も全国で東京都の主張を行うと、「東京都は何を言っているんだ」と言われるとおっしゃっておりました。都区制度の根幹をなす都区財政調整制度についても、これまで以上に適切に運営していくため、都区で自律的に算定を見直していく必要があります。国から言われるのではなく、自主的に見直しをしていくことが期待されているところです。

そのためには、既算定内容も含めてより厳しく見直しを行い、一層の合理化を図っていかねばならないと考えます。

都税収入につきましても、現時点で平成29年度最終見込みや平成30年度の見込みは示されておりませんが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による企業業績への影響、海外、隣国の不安定な情勢なども考えられることから、先行きについては楽観視できる状況にはありません。

都としては、こうした基本姿勢に則って、平成30年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせまして、精力的に協議してまいりますので、区側の皆さまのご協力を是非ともよろしく願いいたします。

(財源見通し等)

それでは、最初に、現時点での見込みではございますが、今年度及び平成30年度の財源見通し等について申し上げます。資料は用意してございませんので口頭での説明となります。ご了承承願いたします。

まず、今年度の調整税についてですが、今年度も、昨年度と同様、調整税の徴収実績に関する情報を提供いたしました。

すでにご承知のことと存じますが、9月末までの実績で見ますと、市町村民税法人分の徴収実績につきましては、前年同月比で約254億円の減、固定資産税につきましては、約129億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残として、約110億円を留保しているところではございますが、最終的にこれがどのようになるか、今後、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

つぎに、平成30年度の調整税の見通しですが、これまで申し上げてきましたとおり、正確な見通しについてお示しできる状況にございませんので、概括的な見通しとなります。

固定資産税につきましては、3年に一度の評価替えの年にあたります。銀座の土地が70%上がったなどと新聞で出ていましたけれども、近年の地価上昇傾向を受け、土地に係る評価増が見込まれております。

市町村民税法人分につきましては、企業業績の動向に大きく左右されるものですが、海外経済の不確実性に留意する必要があるなど、先行きは不透明な状況にあると考えております。

いずれにしましても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、

対応を協議してまいりたいと考えております。

(都側提案事項)

続きまして、今回、東京都が提案しております事項について、説明いたします。

標題が「平成30年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」となっております2枚の資料をご覧ください。

今回、東京都から提案する事項は、全部で13項目あります。

私からは、算定内容の見直しについて主なものを説明いたします。

資料2枚目をご覧ください。

まず、【議会総務費】の欄、「議会運営費の見直し」でございます。

地方自治法上、議員定数の法定上限が撤廃されていることや、各区の算定上の議員定数と実態に乖離があることから、各区の議員定数条例上の定数により議会運営費を算定する方法に見直すことを提案するものでございます。

次に、【経済労働費】の欄、「勤労福祉会館管理運営費の見直し」でございます。

昨年度の協議でも提案いたしましたが、勤労福祉会館について、その目的及び機能において商工振興センターとの重複が見られ、重複算定となっていると考えられるため、勤労福祉会館管理運営費の態容補正の廃止を提案するものでございます。

3つめは、ページ進めまして【土木費】(つづき)の欄、一番上の項目、「公園費の見直し」でございます。

新規公園の取得等面積について、実態調査結果に基づき各区の状況を踏まえた上、見直しを提案するものでございます。

東京都提案事項の説明は以上でございます。

【入澤次長】 司会

続きまして、区側提案事項について、鈴木委員から説明をお願いします。

【鈴木会長】

(はじめに)

副区長会会長、目黒区の鈴木でございます。

私から区側提案事項について説明させていただきます。

提案本文の説明に入る前に、協議に臨むにあたりまして、区側の考え方を総括的に述べさせていただきます。

(協議に臨むにあたっての考え方)

昨年度の平成29年度財調協議は、都から示された財源見直しにおいて、市町村民税法人分が大幅に減額となり、普通交付金総額が減となったことから、区側としても提案の見直しを行わなければならない厳しいものとなりました。しかしながら、都区で協議を重ねる中で、双方の歩み寄りもあって、一定の取りまとめを行うことができました。その結果、多額の財源対策を行ってきた状況を打開できたことは、評価しております。

一方で、現行制度上の諸課題である特別交付金や減収補填対策、都市計画交付金の見直しについては、議論がかみ合わず、課題解決に向けて実質的な議論を行うことができませんでした。

今回の平成30年度財調協議においては、特別区の実態に則した財政需要を的確に算定する

ことはもとより、一向に進展しない現行制度上の諸課題の解決に向けて、真摯な協議を行い、具体的な改善を図る必要があると考えておりますので、よろしくお願ひします。

とりわけ、都市計画交付金については、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の実績に見合った交付金総額の拡大を図るなど、抜本的な見直しを図る必要があります。国においても過去に「東京都と特別区において適切な調整がなされるべき問題である」という見解を示しております。区側としては早急に課題解決を図るため、財調協議の場を含め議論を深めていく必要があると考えており、是非前向きな対応をお願ひします。

以上を前提として、提案事項の本文について説明いたします。お配りしている「平成30年度都区財政調整区側提案事項」をお手元にご用意いただければと思います。まず、特別区の財政を取り巻く状況について述べさせていただきます。

(特別区の財政を取り巻く状況)

特別区においては、少子高齢化対策、首都直下地震への備え、インフラの老朽化対策など、膨大な行政需要を抱えております。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けまして、東京都と連携しながら開催都市として万全な体制づくりに取り組む必要があると考えております。

平成30年度財調協議にあたっては、現下の社会経済状況の中において、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、区側提案事項を吟味し、取りまとめたものであります。

従いまして、都においては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区による調整結果を最大限尊重し、区側提案に沿った整理が行われるよう対応をお願ひします。

(区側提案事項)

それでは具体的な内容ですが、第1に「都区間の財源配分に関する事項について」です。

来年度の税制改正の全体像は明らかにされておりませんが、大規模な改正が実施される場合や、特別区における児童相談所の設置など都区の役割分担において変更があった場合には、その影響額を踏まえて、特別区に必要な需要額が担保されるよう、配分割合の見直しを求めるものであります。

第2に「特別区相互間の財政調整について」です。

特別区間の財源配分については、区側の主体的かつ自律的な調整結果を基本に整理することを求めるものであります。

当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理し、提案しております。

なかでも保育所等の利用者負担や清掃費の見直しなどについては、主体的に調整を図った区側提案を基本に、提案した内容で取りまとめられますよう、是非お願ひします。

第3に「都区財政調整上の諸課題について」です。

先程も触れた特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、早急な見直しを求めるものです。

今回の協議に向けて、区側では平成29年度財調協議を踏まえ、特別交付金については算定の透明化に向けたメニュー化を検討し、減収補填対策については財政的なシミュレーションを行っております。その結果を踏まえて、見直しの内容や必要性を具体的にお示ししたいと考えておりますので、受け止めていただきますようお願いいたします。

その他の費目ごとの提案内容については、2枚目以降に説明資料を付けておりますので、ご参照いただきたいと思います。なお、関係資料の6ページに掲げた事業は、継続検討課題として整理したものであり、今後の状況の変化に応じ、提案を行う項目について整理したものです。このうち、「国保制度改革に伴う国民健康保険事業助成費の見直し」につきましては、現在区側で検討中の事業であり、整理ができた段階で、追加で提案したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

言うまでもありませんが、課題を解決するためには、お互いの立場を尊重しながら、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。真摯にご対応いただきますよう、改めてお願いしたいと思います。

最後に、昨年度行いました、平成29年度財調協議についての協議内容が、財調協議会の場合での合意なしに、東京都のホームページにおいて公開されております。協議内容を広く明らかにすることは、これまでも区側としては進めるべきとの立場でしたが、協議における区側の合意なしに、一方的に協議内容を公開することは遺憾であります。今後の協議についても公開を継続していくのであれば、協議のうえで公開のルールも含め決定すべきと考えます。

私からは、以上でございます。

【入澤次長】司会

それでは、ただ今の都区双方の説明を踏まえて、協議に入らせていただきます。ご意見がございましたら、お願いします。

【石川副区長】

(特別交付金について)

私からは、特別交付金について、2点発言いたします。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてです。

区側としては、「各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべき」と考えております。

平成29年度財調協議において、普通交付金の財源不足により基準財政需要額を圧縮するための区側提案の見直しを行っていることから、普通交付金の割合を引き上げる必要があると考えております。

2点目は、「算定の透明性・公平性を高めること」についてです。

同様に、昨年度協議において、区側から、算定ルールの改善を都区で検討する事務協議場の設置を提案いたしました。都側からは「現時点で算定ルールを見直す必要はなく、ルールの見直しが必要と考えるのであれば、区側で具体的な検証が必要」との認識が示されました。

算定の透明性・公平性を高めることについては、都知事の「都政の透明化」の方針とも合致しており、特別区においても、税の使途に関する区民への説明責任などの透明化が求められていることから、都区共通の課題であると考えております。

今回、区側で実施した各区へのアンケート調査の結果においても、特別交付金について、「不透明である」と感じている算定が多々存在することを確認しました。

そこで、地方交付税や、これまでの算定実績等を踏まえて、具体的な算定メニューを積み重ねていくことを提案します。

都区で過去に確認している現在のルールに加え、各項目に該当する具体的なメニューを例示し、今後も追加・更新していくことで、算定ルールをより適正に運営することが可能となり、算定の透明性・公平性を高めることに繋がると考えておりますので、是非、前向きにご検討いただきたいと思います。

【野間行政部長】

(特別交付金について)

現行の特別交付金の割合は、平成19年に都と区の協議を経て、2%から5%に改正したものです。私が区政課長をしていた頃も、ご要望をいただいていたと記憶に新しいところがございます。

各区においては、同じ取組みを行っているわけではなく、独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいます。

これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできましたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されております。これはかつてもそうだったと思いますが、これらの財政需要を着実に受け止めることが必要だと思っておりますので、そのためには、現行の5%が必要であると考えています。

また、特別交付金の算定ルールについてですが、これまでも我々が勝手にやっているわけではなく、現行の算定ルールは都区合意に基づき策定されており、その内容についても大きな問題はないと考えています。このため、都側としては、現時点において算定ルールを見直す必要はないと考えています。

【瀧副区長】

(減収対策、過誤納還付金について)

私からは、調整税の減収補填対策と過誤納還付金の取扱いについて、発言いたします。

まず、年度途中の調整税の減収補填対策についてです。区側としては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えております。

平成29年度財調協議では、区側から、具体的な対応策の構築に向けて早急に検討を進めていくため、事務協議の場の設置を求めたのに対して、都側は、区側で具体的な検証があって、見直しの必要性を提起していくことが、まずは必要であるとの見解でした。

そこで今回、区側では、実際に起こりうる事態を想定したシミュレーションを行い、リーマンショック級の経済危機や激甚災害が発生した場合、発生初年度において、年度途中の大幅な減収に対応できないことが想定しうることを明らかにしています。その結果からも、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区が講じられるよう、見直しを行う必要があると考えておりますので、是非、前向きにご検討いただきたいと思います。

次に、調整税に係る過誤納還付金の取扱いについてですが、平成29年度財調協議では、これまでと同様に、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げました。

このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っています。例年申し上げておりますが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたいと思います。

【野間行政部長】

(減収対策)

まず、年度途中の調整税の減収対策についてですが、御承知のように、減収補填債のうち

赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものです。

(過誤納還付金)

次に、過誤納還付金の取扱いについてですが、平成22年度以降、毎年200億円余、都市計画交付金と同額であり、市町村総合交付金500億円の5分の2にあたる、相当に大きな額でありまして、平成21年度に至っては800億円近い額となっております。

都財政は裕福だと言われておりますが、200億円というのは相当な額であり、看過できない状況であることから、引き続き国への提案要求を行っております。

過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられていることから、今年度も引き続き国へ法改正の提案要求をしているものであります。

都としては、ぜひとも区側の理解をいただきまして、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたいと思います。

【川野副区長】

(都市計画交付金の拡充について)

私からは、「都市計画交付金の拡充」について発言いたします。

区側としては、従前から申し上げておおり、「都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画事業の実績に見合う配分や、全ての都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃等、抜本の見直しを行うべき」と考えております。

しかしながら、毎年度の財調協議では実質的な議論なしに協議は終了しています。

都区双方で都市計画事業を実施している実態や、都市計画交付金の一般財源分が、財調の普通交付金の財源を圧迫している現状を鑑みれば、財調協議の場において都区でその運用について協議すべきことは言うまでもありません。

平成29年度財調協議や、本年8月の都への予算要望等でも申し上げておりますが、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することを改めて提案いたします。

一方で、都市計画事業の都区の実実施実態につきましては、現状、正確な検証がなされておられません。

「都政の透明化」を図る意味からも、都市計画税の充当事業の詳細や、都が行う都市計画事業の実施状況等、必要な情報について提示していただくよう、併せてお願いいたします。

【野間行政部長】

(都市計画交付金の拡充について)

都市計画交付金についてですが、いろいろな事情をお聞きしながら運用しており、過去に区施行連立事業の対象事業への追加や都市計画公園整備事業の面積要件緩和などの見直しを行った際も、各区の事情を伺いながらいろいろな調整を行い、見直しをしたものであり、非民主的に行っているものではありません。予算額についても、平成29年度予算において、対前年度比5億円増の200億円を計上しております。

今後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き適切に調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

【田中副区長】

(児童相談所関連経費について)

私からは、特別区が児童相談所を設置する際の関連経費について発言いたします。

平成28年5月の児童福祉法改正により、平成29年4月以降、「政令で定める特別区は、政令の指定を受けて児童相談所を設置するものとする」とされました。

これを受け、設置を希望する22区において、児童相談所の開設及び都からの円滑な事務の移行をめざして、準備を進めているところです。

そこで今回、特別区が児童相談所を設置するにあたり、発生する経費の取り扱いについて、都の見解をお伺いしたいと思います。

区側としましては、児童相談所の設置に関連する経費については、設置する当該区において発生する新たな需要であることから、当然に都区財調の基準財政需要額として算定するとともに、その規模に応じて都区間の配分割合を変更するものと考えています。

従前より、中核市が政令の指定により児童相談所を設置した場合には、地方交付税において基準財政需要額の算定が府県分から市町村分に移されることにより財源保障がされています。都と特別区の場合、その地方交付税制度のもと、個々の特別区の財源保障制度として「都区財調制度」があり、特別区が児童相談所を設置した場合にも、都区財調の基準財政需要額に算定され、財源保障すべきものです。

さらに、政令で指定された特別区が児童相談所を設置することで、法律上、その事務が特別区の事務となることから、児童相談所が設置された特別区の区域においては、都と区の役割分担の変更が生じることとなり、その規模に応じて都区間の配分割合を変更すべきと考えています。

また、児童相談所等の設置にあたり、発生する施設整備費やシステム整備費などの準備経費については、当面の間、特別交付金により算定すべきと考えています。

児童相談所等の設置に伴う準備経費については、本来、普通交付金による算定を検討すべきところですが、各区の設置予定が同時期ではなく、その多くが臨時的に発生する経費です。そのため、現時点で特別区として標準的な財政需要を設定することが技術的に困難であることから、当面の間、特別交付金により算定すべきです。

あわせて、設置時期によって各区の算定額に不公平が生じないように、算定区分を統一し、交付率についても2分の2で統一すべきと考えています。

設置を希望する特別区が、早期に児童相談所を開設し、東京都から権限を移して、区側で責任を持って運営していくためにも、是非とも前向きな協議をお願いいたします。

【野間行政部長】

(児童相談所関連経費について)

平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になったことは承知しておりますが、改正後においても都道府県については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられています。

このため、従来行われてきた、清掃事業や保健所に係る事務における都区の役割分担の変更と、同様のものとは考えておりません。

次に、特別交付金における取扱いについてですが、特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められています。

特別交付金は、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、お話の児童相談所の設置にあたり発生する準備経費についても、このルールに則って取り扱うべきものと考えています。

【入澤次長】 司会

それでは、意見も出尽くされたようですので、それぞれの提案について、まず、都側からご意見がありましたら、お願いします。

【野間行政部長】

(都側総括的意見)

それでは、区側提案事項に関しまして、私から総括的な意見を申し上げます。

ただいま、「都区間の財源配分」、「特別区相互間の財政調整」及び「都区財政調整上の諸課題」の3事項について、ご説明がございました。

この場では、東京都の基本的な考え方を申し上げます。

まず、「都区間の財源配分」について、でございます。

来年度に大規模な税制改正が実施される場合や特別区における児童相談所の設置など都区の役割分担において変更があった場合には、影響額を踏まえて、配分割合の見直しを求めるとの提案ではありますが、現時点では税制改正の動きは不透明であり、児童相談所の設置・運営に係る事務は児童福祉法に基づき東京都が実施していることから、具体的な議論をする段階にはないものと考えております。

次に、「特別区相互間の財政調整」について、でございます。

「特別区間の財源配分は、区側の主体的かつ自律的な調整結果を基本に整理することを求める」との発言がございました。

都としては、これまでも区側の提案を尊重し、協議に臨んできたところではありますが、先ほどもご説明しましたとおり、平成30年度の都区財政調整も、東京一人勝ちという国や他の自治体から、厳しい目線が向けられている中での協議となります。これは我々自らお互いに厳しく律していかなければならないものと考えております。

都としては、先行きの見通しが難しい状況にあっても、都区制度の根幹である財調制度をこれまで以上に適切に運営していかなければならないと考えております。やはり、国や他の自治体から厳しい指摘を受けるような状況にありますので、こうした困難な状況を乗り切るために、現行の算定内容も含めて、自分たちから不要なものは不要だと、必要なものは必要だという、当たり前のことを行っていかなければならず、一層の合理化を図っていく必要があると考えております。

そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議して参りたいと思います。

次に、「都区財政調整協議上の諸課題」に係る提案についてですが、先ほどの協議の中で発言させていただいたとおりと考えております。

また、財調協議に係る協議内容の公表につきましては、平成29年度財調協議から、都で確認した協議内容を都のホームページにて公表することとしておりますので、今年度も同様の取扱いとする方針でございます。

最後に、本年度の財調協議にあたり一言申し上げます。

提案説明でも申し上げ、繰り返しもなりますが、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがあります。先ほど、市長会の例を挙げましたが、都区だけではなく、全体が厳しい目で見られております。ますます首都東京の財源が狙われている状況でありますので、こうした時こそ、都区双方で議論を尽くして、自律的に適正な算定に見直していくことが極めて重要と考えます。

都といたしましては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでまいり所存でございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【入澤次長】 司会

次に、区側からご意見がありましたら、お願いします。

【鈴木会長】

(区側総括的意見)

私から、区側の総括意見を述べさせていただきます。

先ほど、都側から、都と特別区を取り巻く環境について、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがあるとの認識が示され、困難な状況を乗り切るために、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行うという考え方にに基づき、提案をいただいたところです。

一方で、先日公表された「国の不合理な措置に対する東京都の主張」にもあるように、特別区を含めた首都東京は、大都市特有の膨大な財政需要を抱えております。特別区としては、このような状況下にあっても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していかなければなりません。そのため区側としても、現行算定の見直しを行うとともに、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところです。

都側から、真摯に協議に取り組みたいとのご発言がありましたが、一方で特別交付金をはじめとする協議上の諸課題については、例年と同様のご発言でございまして、区側からの様々な新しい視点での提案を受け止めていただけておりません。極めて残念であります。区側としてはこれまでと同様、都区財調制度をより良く運用していくために、誠意をもって協議に臨んでまいりますので、今後の協議については、区側の提案に対する都側の見解をしっかりと示していただきますよう、よろしくお願いいたします。

今回、区側から申し上げたのは、財調協議の会議録にあたるものを公開していく以上、当事者の合意の上、進めていくべきとの趣旨でございますので、是非ご理解いただきたいと思っております。

区側の総括意見は以上でございますが、今後の協議日程について提案したいと思います。

本日の協議内容を踏まえた個別事項の具体的な検討については、都区財政調整協議会幹事会に下命し、その結果をまって再度協議したいと思います。いかがでしょうか。

私からは、以上です。

【入澤次長】 司会

ただ今、鈴木委員から幹事会への下命に係るご提案がありましたが、いかがでしょうか。

< 了 承 >

それでは、ご提案のとおり、財調協議会幹事会に検討を下命することといたします。

以上で、予定されました案件は終わりますが、せっかくの機会ですから、何かございましたら、ご自由にご発言ください。

【大井副区長】

これは財調協議会の場ですから、具体的なことは申し上げませんが、一言で言えば、東京都は区に相談しないで勝手なことをすることが多すぎると考えます。先ほどの会議録のこととは言いませんが、そういう態度を東京都全体として改めていただきたいと、強く申し上げておきます。

今後、区側と相談をしていただき、自分たちの考えをそのまま示すことがないように、そのところは強く申し上げておきたいと思えます。

【野間行政部長】

都も全てを勝手に行っているわけではございません。必要なことはお話しして、協議をしている次第でございます。おっしゃりたいことは分かりますけれども、都としてやれることはやっているつもりでございますし、お互い様のところもあると考えております。

【大井副区長】

財調協議会の場ですから具体的なことは申し上げませんが、会議録のことを言っているわけではありません。東京都全体のことを申し上げております。東京都が一切行っていないと言い切ったと理解してよろしいですか。

【野間行政部長】

東京都全般と申しますと言い切れないところはございますが、少なくとも行政部、総務局について、それはないと申し上げられると思っております。

【大井副区長】

区の窓口である行政部としてそう言い切るのであれば、区側としても今後そういう対応をさせていただきたいと考えております。

【鈴木会長】

今後はできるだけ必要な協議は行っていくべきと考えますので、ぜひお願いしたいと思えます。

【入澤次長】 司会

以上で、第1回都区財政調整協議会を終了いたします。
ありがとうございました。